

立法の必要性

- 我が国は、GATS加入時（1994年）に、サービスの貿易に関する内国民待遇（第17条）等について、留保せず
 - ※GATS（サービスの貿易に関する一般協定）：164か国が参加
 - ※留保している国…アメリカ、中国等
 - ※留保していない国…イギリス、フランス等
- 他方、TPP11（2018年加入）、RCEP（2022年加入）においては、内国民待遇等について、留保
 - ※TPP11（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）：日本、オーストラリアなど、10か国程度が参加（イギリス、中国、台湾等が加入申請中）
 - ※RCEP（地域的な包括的経済連携協定）：日本、中国、韓国、ASEAN諸国など、15か国が参加

外国人にのみ土地の取得等を規制することは、国際法との関係で問題となる可能性

- ※ GATS第14条の2（安全保障のための例外）の適用が可能かどうかについては、別途検討の余地あり
- ※ 内外無差別の法規制であれば、GATSとの関係の問題は生じない（例：重要土地等調査法等）

GATS、TPP11、RCEPの適用関係等を整理しつつ、我が国の安全保障に支障を及ぼすおそれのある土地の取得等の規制のための法整備を推進

目的

我が国における土地の取得・利用・管理をめぐる最近の状況に鑑み、我が国の総合的な安全保障の確保を図るため、我が国の安全保障に支障を及ぼすおそれのある土地の取得・利用・管理の規制に関する施策を総合的に推進

基本理念

- 土地は、国民生活及び経済活動の基盤であり、かつ、領土を構成するものであって、その取得・利用・管理の在り方が我が国の安全保障に深く関わるものであることに鑑み、実態を早急に把握し、その結果を踏まえ、安全保障上の課題を分析した上で、必要かつ適切な規制を実施
- 防衛・外交分野の施策のみならず、経済・科学技術・文化等の各分野に係る土地の取得・利用・管理の規制に関する施策についても、安全保障の観点から踏まえて実施することにより、総合的に施策を推進
- 我が国が締結する条約その他の国際約束に関して、その施策を推進する上で必要な整合性の確保を図る
- 土地の用途・機能、利用・管理の形態等が多様であることを踏まえ、それぞれに応じた適切な規制を実施
- 国の関係機関相互の密接な連携の下に推進

法制上の措置等

政府は、必要な法制上又は外交上の措置その他の措置を講じなければならない

基本方針

- 実態調査の早急な実施
- 実態調査の結果を踏まえ、安全保障上の課題を多角的に分析し、諸外国における日本国民による土地の取得等の規制の状況を勘案した上で、土地の取得の規制をも含む必要な規制の在り方について検討を加え、土地基本法、外国人土地法等の見直しを含む必要な措置 ※財産権の制限が必要な限度を超えないよう、留意
- 上記の措置を講ずるに当たり、GATS第17条の内国民待遇その他関連する条約等の定めとの整合性の確保を図る上で必要があるときは、所要の外交的な取組を行う

推進計画

基本方針に基づく推進計画の策定（閣議決定）

土地取得等問題対策推進本部

- 内閣に土地取得等問題対策推進本部を設置（設置期限：5年）
- 推進計画の案の作成・実施の推進等の事務をつかさどる
- 本部長（内閣総理大臣）・副本部長（国務大臣）・本部員（本部長・副本部長以外の全ての国務大臣）をもって組織